

○桑名市契約規則の特例に関する規則

平成16年12月 6 日

規則第56号

改正 平成19年 4 月16日規則第24号

平成19年 6 月 7 日規則第25号

令和 6 年 3 月 6 日規則第 3 号

注 令和 6 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市が発注する工事、製造その他の請負の入札及び契約の透明性を高めるとともに、不正行為を防止するため、桑名市契約規則（平成16年桑名市規則第55号）の規定にかかわらず、予定価格の事前公表及び最低制限価格の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6規則3・一部改正)

(予定価格の事前公表)

第2条 市長は、桑名市契約規則第9条第2項本文の規定にかかわらず予定価格を事前に公表することができる。

(令6規則3・一部改正)

(対象となる予定価格)

第3条 事前に公表することができる予定価格は、次に掲げる入札について設定した予定価格とする。

- (1) 設計金額が50万円以上の工事、製造その他の請負（随意契約による場合を除く。）
- (2) 予定価格が50万円を超える庁舎総合管理業務、建築物清掃、施設警備（機械警備を除く。）で、一般競争入札に付するもの

(令6規則3・一部改正)

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、次の各号に掲げる入札方法について当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札 公告
- (2) 指名競争入札 指名する者への通知
(内訳書の提出)

第5条 予定価格を事前公表した入札に参加しようとする者は、入札執行時に内訳書を提出しなければならない。

(令6規則3・一部改正)

(最低制限価格の作成)

第6条 市長は、最低制限価格を設ける必要があるときは、桑名市契約規則第11条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法によりこれを定めることができる。

- (1) あらかじめ設定した価格の範囲内で開札直前にくじを引いて定める方法
- (2) 有効な入札の入札金額に基づいて定める方法

(対象となる最低制限価格)

第7条 前条の規定により定めることができる最低制限価格は、予定価格を事前に公表した工事、製造その他の請負について設定する最低制限価格とする。

(令6規則3・一部改正)

附 則

この規則は、平成16年12月 6 日から施行する。

附 則（平成19年 4 月16日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 6 月 7 日規則第25号）

この規則は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 6 日規則第 3 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の桑名市契約規則及び桑名市契約規則の特例に関する規則の規定は、この

規則の施行の日以後に入札の公告をしたものについて適用し、同日前に入札の公告をしたものについては、なお従前の例による。